

仕様書

1 件名

札幌市児童相談所食事提供業務

2 納入場所

札幌市中央区北 8 条西 24 丁目 札幌市児童相談所仮施設

3 履行期間

令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日

4 予定数量

360 食程度。

ただし、数量は入所児童数等によるため変動する可能性がある。

5 食事内容

(1) 1 食あたりのエネルギーは 600～700kcal 程度とする。

(2) 汁物をつけること。

(3) 主菜は肉・魚・卵・大豆製品などをバランスよく入れること。

(4) 野菜メインの副菜をつけること。

(5) 喫食者が児童のため、味は濃すぎないようにすること。

(6) 納入形態は、主食及び副食は弁当形式、汁物は食缶によること。

(7) アレルギー対応のため、事前に献立及び使用食材の情報を提供のうえ、本市職員
の了承を受けたうえで提供すること。

6 配食方法等

(1) 1 回あたりの想定食数は、15～25 食程度（予備含む）。

(2) 履行期間のうち、本市があらかじめ指定する日に配食を行うこととする。

提供する食事は原則朝食・昼食・夕食のいずれかとし、それぞれの納入時間は下記のとおり。

・ 朝食：午前 7 時 00 分から午前 7 時 40 分

・ 昼食：午前 11 時 00 分から午前 11 時 40 分

・ 夕食：午後 5 時 00 分から午後 5 時 40 分

(3) 配食を行う日時・数量は概ね 1 週間前に双方協議のうえ決定するものとする。

7 その他

- (1) 契約方法は1食あたりの単価による。
- (2) 受託者は、業務終了ごとに委託者の確認を受けるとともに、月の業務完了ごとに「完了届」(別紙)を委託者に提出する。
- (3) 本件に係る支払は、検査に合格した後、発注食数に応じて月毎に支払う。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、これを決定する。
- (5) 受託者は本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の軽減に努めるものとする。

【担当】札幌市児童相談所地域連携課

札幌市中央区北7条26丁目

TEL : 011-622-8620